

# 政令の主な改正内容

- **DB・DC（企業年金制度）から中退共制度への資産移換について**
- 中退共制度の掛金納付月数への通算方法及び退職金額の算定方法等について定める。
  - ・ 移換額は、DB・DCの加入者期間を上限として、①移換後の退職金の掛金納付月数に通算され、②掛金納付月数に通算しきれなかった残余额は、中退共制度の予定運用利回りに相当する利率（現在は年1%）で運用し、①に加算して支給する。等

